

# 一部放棄 漁業権消滅せず

識者評論

熊本一規

明治学院大学教授

共同漁業権の一部放棄について、水産庁が長年、漁協総会の決議で漁業権は当然に変更されるものではないし、権利の変更には知事の変更免許を受けなければならぬこととしてきたことに疑問の余地はない。



熊本一規氏

ところが、ことし3月14日の水産庁長官通知は、従来の見解を覆し、「漁協総会における一部放棄決議がなされた場合、漁場区域の一部における漁業権は、変更免許を受けなくても消滅する」とした。この見解の変更について水産庁は、沖縄県からの度重なる照会に対し、回答を避け続けており、説得力ある根拠は何ら示し得ていない。

水産庁は5月25日付の回答で、「漁業法上、漁業権の『放棄』と『変更』は明確に書き分けられている」とするが、漁業法上の「放棄」はすべて「全面放棄」を意味するから、両者が書き分けられているのは当然だ。また『一部放棄』と『変更』が異なることは漁協合併促進法第3条第1項第6号の条文からも明らかである」とする。条文では、共

同漁業権を有している漁協が合併する際に「合併後の組合がその全部もしくは一部を放棄し、または変更する場合にとるべき手続きに関する事項を定めるものとする」と規定しているが、ここで言う「一部を放棄」とは、合併前の各漁協が免許を受けていた複数の共同漁業権のうちの一部（いくつか）を全面放棄すること（を意味しており、「漁業権の一部放棄」を意味するものではない。）。自動車

の運転免許を取得した者は自動車のみならず原付きも運転できるが、自動車の運転免許を取得した者が「原付き運転の権利の放棄」を決めたところで運転免許の内容が変わることはない。漁協が「漁業権の一部放棄」を決議したところで漁業権の内容が変わることがないのは、それと同じである。免許を受けた者の意思決定で、権利の内容が変わることはない。

(漁業法)